

秋田県告示第432号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり東北地方整備局東北技術事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年9月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業の種類
公共測量（MMS計測）
- 2 作業を行う地域
秋田県内の直轄河川区域（米代川、雄物川、子吉川）
- 3 作業を行う期間
平成25年8月30日から平成26年2月28日まで

秋田県告示第433号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり東北地方整備局能代河川国道事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年9月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業の種類
公共測量（航空レーザ）
- 2 作業を行う地域
秋田県能代市～秋田県鹿角市 地内
- 3 作業を行う期間
平成25年5月18日から平成26年2月28日まで